

香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例の一部改正について

1 主旨

建築物の解体等工事におけるアスベスト飛散防止対策の強化を図るため、大気汚染防止法が改正されたことに伴い、同法との整合性を図るため、「香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例」の一部を改正します。

2 条例の概要

【アスベスト含有材料を使用する建築物等の解体等に関する規制】

- (1) アスベスト排出等作業の実施の届出
- (2) アスベスト含有材料の廃棄の届出

【アスベスト吹付け材を使用する建築物に関する措置】

- (1) アスベスト吹付け材を使用する建築物の所有者等の届出
- (2) 多数の者が使用する建築物の所有者のアスベスト飛散防止措置等の義務

3 条例改正の概要

大気汚染防止法の改正の主旨を踏まえ、次のとおり改正します。

- (1) アスベスト排出等作業を伴う建設工事（特定工事）の実施の届出義務者を、特定工事の施工者から特定工事の発注者又は自主施工者に変更します。
- (2) 建築物等の解体等工事の受注者は、当該工事が特定工事に該当するか否かの調査結果及び届出事項を発注者に書面で説明するとともに、その結果等を解体等工事の場所に掲示しなければならないこととします。
- (3) 知事による報告の徴収及び立入検査の対象を拡大します。

4 施行期日

規則で定める日（大気汚染防止法の一部改正の施行日と同じ日）

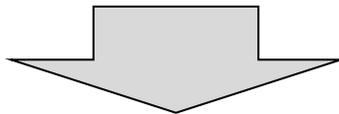
※ 大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行日

公布の日（平成25年6月21日）から1年を超えない範囲で政令で定める日（未定）

大気汚染防止法の一部を改正する法律案

改正の必要性

- 建築物等の解体現場等から石綿が飛散する事例及び建築材料に石綿が使用されているかどうかの事前調査が不十分である事例が確認されるとともに、立入検査権限の強化、事前調査の義務づけ、大気濃度測定の義務化の必要性等について地方公共団体から要望。
- 東日本大震災の被災地においても、石綿を用いた建築材料が使用されている建築物や煙突内部の石綿除去工事、解体工事において、石綿の飛散事例が確認。
- 昭和31年から平成18年までに施工された、石綿使用の可能性がある鉄骨造や鉄筋コンクリート造の建築物の解体等工事は、平成40年頃をピークに全国的に増加。
- 平成18年の大気汚染防止法の改正法の附則において施行後5年を経過した場合に検討を行うこととされているところ。



建築物の解体等時における石綿の飛散防止対策の更なる強化が必要

改正内容

- (1) 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出義務者の変更
現在、解体等工事の施工者が行うべきこととされている特定粉じん排出等作業（吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業をいう。以下同じ。）を伴う建設工事の実施の届出について、解体等工事の発注者又は自主施工者が行うべきこととする。
- (2) 解体等工事の事前調査の結果等の説明等
解体等工事の発注者から解体等工事を請け負う受注者は、当該工事が特定工事（特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいう。）に該当するか否かの調査結果及び届出事項を発注者に書面で説明するとともに、その結果等を解体等工事の場所に掲示しなければならないこととする。
- (3) 報告及び検査の対象拡大
都道府県知事等による報告徴収の対象に、届出がない場合を含めた解体等工事の発注者・受注者又は自主施工者を、また都道府県知事等による立入検査の対象に解体等工事に係る建築物等を、それぞれ加える。

施行期日：公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行